

The logo for 'nite' is displayed in a bold, blue, lowercase sans-serif font. A small grey dot is positioned above the letter 'i'. The logo is set against a background of a blue vertical bar on the left and a pink vertical bar on the right.

資料 4

機密性1

JCSSの紹介

(独) 製品評価技術基盤機構 適合性評価推進センター 認定センター
大高 広明

お話しする内容

1. 計量法トレーサビリティ制度（JCSS）について
2. なぜ、NITEで登録業務を行っているの？
3. JCSS登録事業者となるための基準
4. 申請から登録まで
5. NITEのWEBによる公開情報

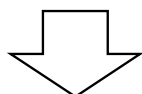
1. 計量法トレーサビリティ制度（JCSS）について

- ① 計量標準供給制度
- ② 校正事業者登録制度

からなる制度で

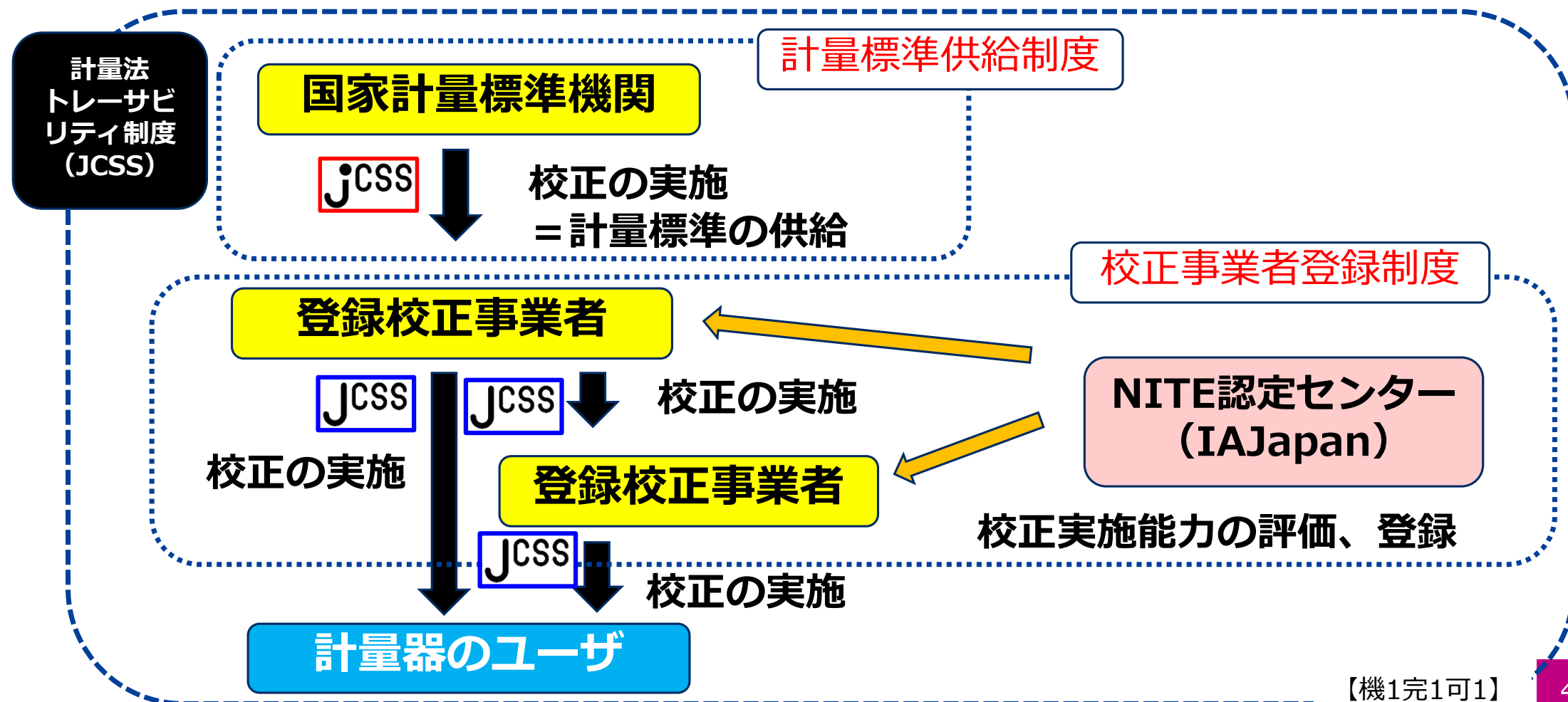
二つを合わせて「**計量法トレーサビリティ制度**」（**JCSS**）と呼ぶ。

(Japan Calibration Service System)



共通の参照標準から標準供給を伝播することにより
国内の適正なトレーサビリティを確立する

1. 計量法トレーサビリティ制度 (JCSS) について



2. なぜ、NITEで登録業務を行っているの？

計量法から

- 第一章 総則
- 第二章 計量単位 [単位の統一を目的としたもの]
- 第三章 適正な計量の実施 [取引又は証明における正確な計量 (例: 内容量表示)]
- 第四章 正確な特定計量器等の供給 [特定計量器製造事業者の届出など]
- 第五章 検定等 [水道メーターなどの特定計量器の検定など]
- 第六章 計量証明の事業 [計量証明事業者、特定計量証明事業者 (MLAP) など]
- 第七章 適正な計量管理 [計量士の登録など]
- 第八章 計量器の校正等 [トレーサビリティの確保=JCSS制度]

平成4年の計量法改正の際に、新たに盛り込まれました

平成5年11月1日より施行

2. なぜ、NITEで登録業務を行っているの？

第八章 計量器の校正等

第一節 特定標準器による校正等

(特定標準器による校正等)

第百三十五条 特定標準器若しくは前条第二項の規定による指定に係る計量器又は特定標準物質を用いて行う計量器の校正又は標準物質の値付けは、**経済産業大臣**、日本電気計器検定所又は経済産業大臣が指定した者 が行う。

2～3 <略>



産業技術総合研究所

(研究所が処理する事務)

第百六十八条の二 **経済産業大臣**は、研究所に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

七 第百三十五条から第百三十七条までの規定による特定標準器による校正等に関する事務（指定校正機関の指定に係るものを除く。）

2. なぜ、NITEで登録業務を行っているの？

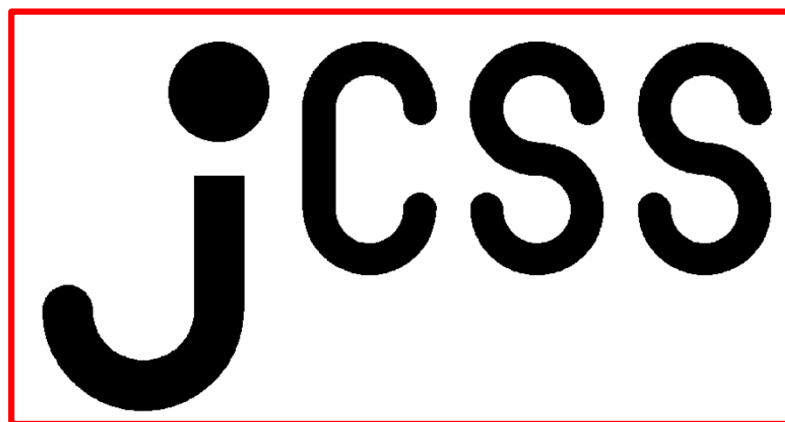
第八章 計量器の校正等

第一節 特定標準器による校正等

(証明書の交付等)

第百三十六条 **経済産業大臣**、日本電気計器検定所又は指定校正機関は、特定標準器による校正等を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付するものとする。

2～3 <略>



スモール ジェー シー エス エス

2. なぜ、NITEで登録業務を行っているの？

第八章 計量器の校正等

第二節 特定標準器以外の計量器による校正等 (登録)

第四百四十三条 計量器の校正等の事業を行う者は、校正を行う計量器の表示する物象の状態の量又は値付けを行う標準物質に付された物象の状態の量ごとに、**経済産業大臣**に申請して、登録を受けることができる。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

2～3 <略>

製品評価技術基盤機構



(**機構**が処理する事務)

第六十八條の五 **経済産業大臣**は、**機構**に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一～三 <略>

四 第八章第二節の規定による特定標準器以外の計量器による校正等に関する事務

五～七 <略>

3. JCSS登録事業者となるための基準

第八章 計量器の校正等

第二節 特定標準器以外の計量器による校正等

(登録)

第四百四十三条

2 経済産業大臣は、前項の登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 特定標準器による校正等をされた計量器若しくは標準物質又はこれらの計量器若しくは標準物質に連鎖して段階的に計量器の校正等をされた計量器若しくは標準物質を用いて計量器の校正等を行うものであること。

二 <略>

三 <略>



jcoss標章が付された
校正証明書を伴う
(特定二次標準器)



JCSS標章が付された
校正証明書を伴う
(常用参照標準)

3. JCSS登録事業者となるための基準

第八章 計量器の校正等

第二節 特定標準器以外の計量器による校正等 (登録)

第四百四十三条

2 経済産業大臣は、前項の登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 <略>

二 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた校正を行う機関に関する基準に適合するものであること。

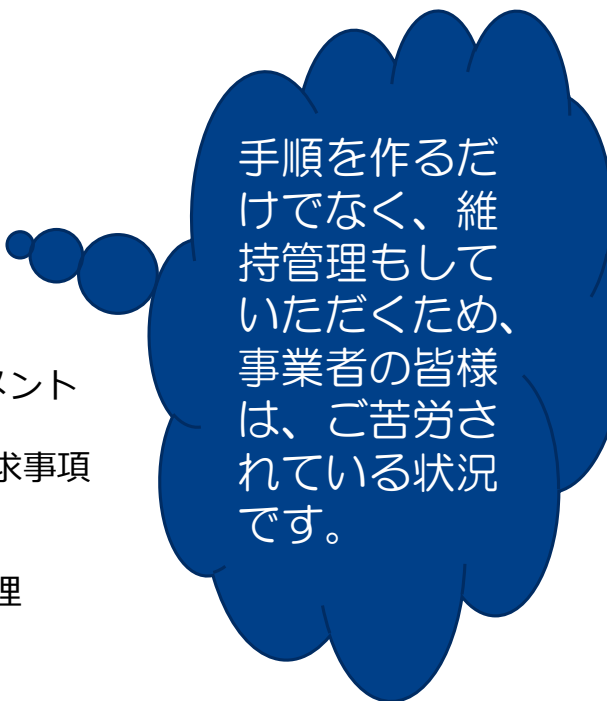
3 <略>

ISO/IEC 17025
(試験所及び校正機関の能力に関する
一般要求事項)

3. JCSS登録事業者となるための基準

試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項 JIS Q 17025 : 2018 (ISO/IEC 17025 : 2017)

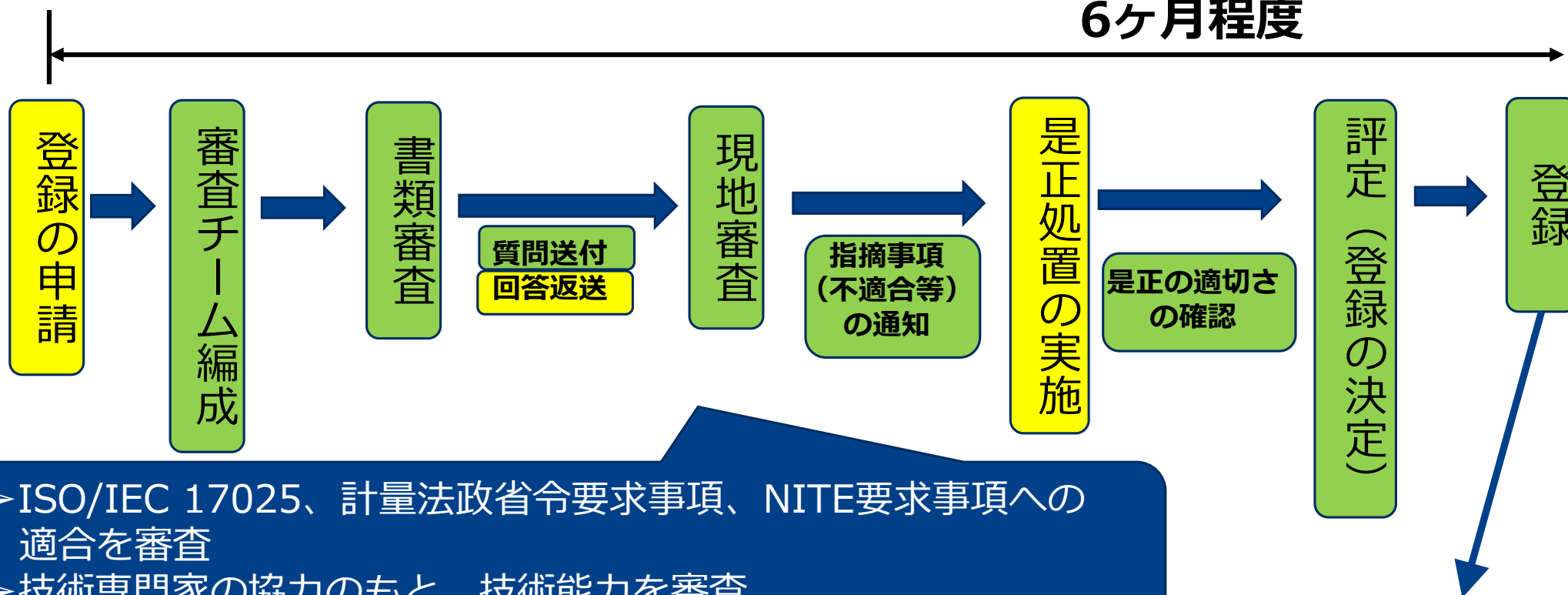
- 4.1 公平性
- 4.2 機密保持
- 5 組織構成に関する要求事項
- 6 資源に関する要求事項
 - 6.2 要員
 - 6.3 施設及び環境条件
 - 6.4 設備
 - 6.5 計量トレーサビリティ
 - 6.6 外部から提供される製品及びサービス
- 7 プロセスに関する要求事項
 - 7.1 依頼, 見積仕様書及び契約のレビュー
 - 7.2 方法の選定, 検証及び妥当性確認
 - 7.3 サンプルング
 - 7.4 試験・校正品目の取扱い
 - 7.5 技術的記録
 - 7.6 測定不確かさの評価
 - 7.7 結果の妥当性の確保
 - 7.8 結果の報告
 - 7.9 苦情
 - 7.10 不適合業務
 - 7.11 データの管理及び情報マネジメント
- 8 マネジメントシステムに関する要求事項
 - 8.1 選択肢
 - 8.2 マネジメントシステムの文書化
 - 8.3 マネジメントシステム文書の管理
 - 8.4 記録の管理
 - 8.5 リスク及び機会への取組み
 - 8.6 改善
 - 8.7 是正処置
 - 8.8 内部監査
 - 8.9 マネジメントレビュー



手順を作るだけでなく、維持管理もしていただくため、事業者の皆様は、ご苦労されている状況です。

4. 申請から登録までの流れ

6ヶ月程度



- ISO/IEC 17025、計量法政省令要求事項、NITE要求事項への適合を審査
- 技術専門家の協力のもと、技術能力を審査

- 申請校正事業者
- NITE認定センター

“ JCSS 校正証明書 ” の発行

5. NITEのWEBによる公開情報

JCSS登録事業者の情報は、NITEのWEBページで公開されます



The screenshot shows the NITE website interface. At the top, there is a search bar with the text 'Google 提供'. Below the search bar is a navigation menu with items: ナイトについて, 電気安全評価, バイオテクノロジー, 化学物質管理, 適合性評価推進, and 製品安全. The main content area features a banner for '認定センター (IAJapan)' and a breadcrumb trail: HOME > 認定センター (IAJapan) > 計量法校正事業者登録制度 (JCSS). A large blue button labeled '計量法校正事業者登録制度 (JCSS)' is prominent. Below it, there is a link to 'View this page in English' and the JCSS logo. A sidebar on the right contains a menu with items: 認定センター (IAJapan), IAJapanの概要, JCSS, JCSSの概要, 登録・認定事業者 (highlighted with a red arrow), 申請手続き, 技能試験, and 公表・公開文書. The main content area also includes a section for 'JCSSの概要' and a '重要なお知らせ' (Important Notice) section.

<https://www.nite.go.jp/iajapan/jcss/labsearch/index.html>

5. NITEのWEBによる公開情報

「JCSS等の利用・活用事例」も公開しております



認定はどのように使われているの？
利用・活用事例の紹介

利用・活用事例

IAJapan認定事業者による試験・校正等の結果は、組織活動や国内外取引における信頼性確保のために利用・活用され、産業を支えています。各分野での事例を以下にご紹介します。

利用・活用事例集

各分野での事例をまとめています。

認定事業者	文書	更新日
校正機関	JCSS等の利用・活用事例	2022年10月
試験事業者	JNLAの利用・活用事例	2022年3月

nite

JCSS等の利用・活用事例

～計測の信頼性確保のために～



2026年1月

独立行政法人製品評価技術基盤機構

https://www.nite.go.jp/iajapan/aboutus/pr/riiyo_katsuyou_jiturei202204.html

【機1完1可1】

ご清聴ありがとうございました。

